

# 平成23年社会生活基本調査の概要

## 1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」）について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等への関わりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものである。

この調査は、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は8回目に当たる。

なお、生活時間についての詳細な結果を得るために、平成13年調査から「調査票A」及び「調査票B」の2種類の調査票を用いて調査している。

## 2 調査の法的根拠

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査（基幹統計調査）として、「社会生活基本調査規則」（昭和56年総理府令第38号）に基づいて実施した。

## 3 調査の期日

調査は、平成23年10月20日現在で実施した。

ただし、生活時間については、10月15日から10月23日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査した。

## 4 調査の対象

### (1) 調査の地域

平成17年国勢調査の調査区から、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いた総務大臣の指定する6,902調査区において調査を行った。このうち、「調査票A」を用いた調査区は6,513調査区、「調査票B」を用いた調査区は389調査区である。

### (2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約8万3千世帯に居住する10歳以上の世帯員約20万人を対象とした。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

- ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）
- イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む。）
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の被収容者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

- カ 社会福祉施設の入所者
- キ 病院、療養所等の入院患者
- ク 水上に住居を有する者

## 5 調査事項

調査は、「調査票A」又は「調査票B」により、以下の事項を調査した。

### <調査票A>

- (1) 全ての世帯員に関する事項
  - ア 世帯主との続柄
  - イ 出生の年月又は年齢
  - ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
  - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 氏名
  - イ 男女の別
  - ウ 配偶の関係
  - エ 学習・研究活動の状況
  - オ ボランティア活動の状況
  - カ スポーツ活動の状況
  - キ 趣味・娯楽活動の状況
  - ク 旅行・行楽の状況
  - ケ 生活時間配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 介護の状況
  - イ 就業状態
  - ウ 就業希望の状況
  - エ 従業上の地位
  - オ 勤務形態
  - カ 年次有給休暇の取得日数
  - キ 仕事の種類
  - ク 所属の企業全体の従業者数
  - ケ ふだんの1週間の就業時間
  - コ 希望する1週間の就業時間
  - サ 通勤時間
  - シ ふだんの健康状態
  - ス 仕事からの年間収入
- (5) 60歳以上の世帯員に関する事項
  - 子の住居の所在地
- (6) 世帯に関する事項
  - ア 世帯の種類
  - イ 10歳以上の世帯員数
  - ウ 10歳未満の世帯員数
  - エ 住居の種類
  - オ 自家用車の所有の状況

- カ 世帯の年間収入
- キ 介護支援の利用の状況
- ク 不在者の有無

＜調査票B＞

- (1) 全ての世帯員に関する事項
  - ア 世帯主との続柄
  - イ 出生の年月又は年齢
  - ウ 在学，卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
  - ア 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 氏名
  - イ 男女の別
  - ウ 配偶の関係
  - エ 携帯電話，パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
  - オ 生活時間配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 介護の状況
  - イ 就業状態
  - ウ 従業上の地位
  - エ 勤務形態
  - オ 年次有給休暇の取得日数
  - カ 仕事の種類
  - キ ふだんの1週間の就業時間
  - ク 希望する1週間の就業時間
  - ケ ふだんの健康状態
  - コ 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
  - ア 世帯の種類
  - イ 10歳以上の世帯員数
  - ウ 10歳未満の世帯員数
  - エ 住居の種類
  - オ 自家用車の所有の状況
  - カ 世帯の年間収入
  - キ 介護支援の利用の状況
  - ク 不在者の有無

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は，次の流れにより実施した。

総務大臣― 都道府県知事 ―

統計調査員 ― 統計調査員 ― 調査世帯  
(指導員) (調査員)

(2) 調査の実施

調査は，次の手順により実施した。

- ア 世帯一覧の作成

調査員が，調査に先立ち，担当調査区内の全世界帯の世帯一覧を作成した。

イ 調査世帯の選定

都道府県が，世帯一覧から一定の方法に従って調査世帯を選定した。

ウ 調査票の配布及び取集

調査員が調査日前に調査対象世帯に調査票を配布の上，記入を依頼し，調査日以後，記入された調査票を取集した。

ただし，「調査票B」の調査世帯については，インターネットにより回答することも可能とした。

7 集計及び結果の公表

集計は，独立行政法人統計センターにおいて行い，集計結果は，総務省統計局が取りまとめて公表した。「調査票A」に係る結果として，生活行動に関する結果を平成24年7月，生活時間に関する結果を平成24年9月に公表した。

また，「調査票B」に係る結果として，詳細行動分類（大分類6，中分類22，小分類90の種類に区分）による生活時間に関する結果を平成24年12月に公表した。

なお，報告書は，次のとおり刊行する予定である。

＜調査票Aに係る集計＞

- 第1巻 生活時間編 ― 全国
- 第2巻 生活行動編 ― 全国
- 第3巻 生活時間編 ― 地域
- 第4巻 生活行動編 ― 地域
- 第5巻 時間帯編 ― 全国・地域
- 第6巻 平均時刻編 ― 全国・地域

＜時系列統計表，調査の変遷等＞

- 第7巻 解説編

＜調査票Bに係る集計＞

- 第8巻 生活時間編，時間帯編

＜内容に関する問合せ先＞

総務省統計局統計調査部労働力人口統計室研究分析係  
(直通) 03-5273-1163

詳細は、統計局 HP (<http://www.stat.go.jp/>)

平成23年社会生活基本調査のページでもご覧になれます。